

JA山口県総合ポイントサービス会員規約

この規約は、JA総合ポイント会員(以下、「ポイント会員」といいます。)と山口県農業協同組合(以下、「当JA」といいます。)との間で、当JAがポイント会員の利用内容や取引内容に応じて、ポイントを当JA所定の基準により提供するJAポイントサービスに関する取扱いを定めたものです。

ポイント会員への申し込み時およびポイント会員である期間を通じて、下記条項のほか、別途当JAが定める各関連規程等が適用されることに同意したものとします。

第1条 ポイント会員資格

ポイント会員は、ポイント会員入会申込書を当JAに提出、またはJA山口県LINE公式アカウントを友だち追加後、総合ポイントアプリにてポイント会員申し込み登録し、当JAが承認した、国内に居住する個人及び組合員(正・准組合員)である法人・団体とします(JA山口県LINE公式アカウントミニアプリで展開するポイントカードを「総合ポイントアプリ」、総合ポイントアプリによるポイント会員のみを対象とする場合は「総合ポイントアプリ会員」といいます)。

ポイント会員資格の取得日は、当JAが使用するポイントシステムにポイント会員登録をした日とします。

なお、同一人で複数のポイント会員資格を取得することはできません。万が一、同一人で複数のポイント会員資格を有することが判明した場合、当JAは、その全部または一部を取り消すことができます。

第2条 入会費・年会費・通信費等

入会費・年会費は無料です。

なお、総合ポイントアプリ利用に伴うスマートフォン等の電子機器に係る通信費等は総合ポイントアプリ会員が負担するものとします。

第3条 ポイント

1. 当JAは、ポイント会員の利用内容や取引内容を、別に定める当JA所定の付与基準、付与周期でポイントに換算し、付与します。
2. ポイント会員に付与されたポイントは、当該会員のみご利用いただけます。
3. ポイントは、当JA所定の方法により当JA所定のポイント還元にご利用することができます。但し、当JA所定の条件を満たしていない場合にはポイントを利用できない場合があります。
4. 当JA所定のポイント付与基準と付与周期、ポイントの付与対象となるメニュー

及び利用条件、ポイントを利用することができない当JA所定の条件は、当JAで任意に変更できるものとし、それらの変更は当JA所定のホームページ掲載、広報誌掲載、店頭掲示、LINEトーク画面での情報発信、郵送による通知いずれかの方法により告知します。

5. ポイントの付与はポイント会員入会以降の取引が対象となります。

第4条 届出事項の変更

ポイント会員の住所・氏名・電話番号等の届出事項に変更がありましたら、すみやかに当JAまでお申し出ください。お申し出がない場合は、連絡・通知が届かず、各種の契約・取引に基づくサービスの提供ができない場合があります。

なお、総合ポイントアプリ会員については、アプリ内で変更手続きが可能です。

また、この届出を怠ったことにより生じた損害については、当JAは一切の責任を負いません。

第5条 ポイントの失効

獲得したポイントは、次の各号により失効します。

- ①ポイント会員を退会した場合(死亡による退会でも相続の対象とはならず失効となります。)
- ②ポイントの有効期限が到来した場合(ポイントの有効期限は、当該ポイント付与の翌年度を1年目とし2年目の年度末(3月31日)まで有効です。)

第6条 サービス提供期間

1. JAポイントサービスの提供期間は、入会日から最初に到来する3月31日までとし、ポイント会員または当JAから特に申し出のない限り、サービス提供期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、また、継続後も同様とします。
2. JAポイントサービスの提供期間が満了した場合は、換算したポイントは失効します。

第7条 退会等

1. ポイント会員は自己の都合によりいつでも退会することができます。ポイント会員による退会は、当JA所定の退会手続きを行うことによります。また、退会によりポイントは失効します。
2. 前項の規定にかかわらず、当JAが必要と認める場合には、ポイント会員は即時に退会できない場合があります。
3. ポイント会員が次の各号にひとつでも該当する場合は、当JAはポイント会員に通知することなく、ポイント会員の退会処理または本規約に基づくサービスの一

部もしくは全部の提供を停止することができます。退会によって生じた損害については、当JAは一切の責任を負いません。

- ①ポイント会員が当JAに対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合
- ②ポイント会員が死亡した場合
- ③ポイント会員が反社会的勢力に該当することが判明した場合
- ④ポイント会員が本規約や当JAの他の取引約定に違反した場合など、当JAがポイント会員の退会を必要とする相当の事由が生じた場合
- ⑤住所変更の届出を怠るなど、ポイント会員の責めに帰すべき事由によって当JAにおいてポイント会員の所在が不明となった場合
- ⑥ポイント会員に支払の停止または破産もしくは民事再生手続開始の申し立て等があった場合

第8条 カードの紛失・盗難・破損による再発行

1. ポイント会員カードまたは総合ポイントアプリを登録されたスマートフォンを紛失・盗難された場合は、利用停止手続きを行いますので、ただちに当JAにご連絡ください。また、ポイント会員カードを紛失・盗難・破損された場合は、再発行の手続きが必要となりますので、当JA所定の再発行の手続きを行って下さい。
2. 紛失・盗難により、ポイント会員カードの再発行あるいは総合ポイントアプリの再登録をされた場合、当JAによる利用停止手続きが完了した時点のポイント残高が、再発行あるいは再登録されたカードに引き継がれるものとします。但し、紛失・盗難のお申し出がなくポイント会員カードを第三者により利用された場合、また、お申し出があっても利用停止が反映されるまでにポイント会員カードが第三者により利用された場合、その他何らかの損害が生じた場合でも、当JAは一切の責任を負いません。

第9条 譲渡・質入等の禁止

本規約に基づくポイント会員の権利は、譲渡、質入、または第三者への貸与等できません。

第10条 免責事項

1. 災害・事変、システム障害、通信回線のトラブル等、当JAの責めに帰すことができない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、ポイントの取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当JAは一切の責任を負いません。
2. 当JAは、ポイント会員が本サービスを利用することにより被った損害について、当JAに故意または重大な過失がある場合を除き、当JAは一切の責任を負いま

せん。

第11条 個人情報の交換利用・提供について

ポイント会員は、申込時点で以下について同意したものとします。

当JAとJA総合ポイント運営にかかる下記の委託先が、ポイント会員の下記個人情報の保護措置を講じた上で相互に提供し、下記の目的で利用すること。

【委託先】

委託先名称：株式会社日立ソリューションズ、株式会社ジャネックス、株式会社アミテックソリューションズ、西鉄情報システム株式会社

【利用目的】

- ①当JAが委託先と連携して行うJA総合ポイントの運営や研究、開発
- ②当JAが取扱う経済・信用・共済等の各事業・付随するその他の商品・サービスに関するご提案やご案内、及びこれらの研究や開発
- ③上記②記載の商品やサービス等の提供に際して、当JAが行う判断、各種リスクの把握及び管理

【情報範囲】

ポイント会員の氏名・生年月日・住所・電話番号・メールアドレス等の連絡先・家族構成・勤務先に関する情報・利用商品やサービスの種類・入会日・取引金額・期日等の利用・取引に関する情報・金融機関番号・支所番号・口座番号等の管理番号のうち、当JA及び委託先各団体がそれぞれに保有する情報(総合ポイントアプリ会員については登録済情報のみに限定)

2. 当JAは、法令、裁判手続きその他の法的手続き、または監督官庁により、ポイント会員の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。
3. 当JAは、本規約に基づくJA総合ポイントの業務を上記以外の第三者に委託する場合には、当該業務委託先に業務遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託いたします。

第12条 反社会的勢力の排除

1. ポイント会員は、申込日および将来にわたり反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます。)に該当しないこと、また暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動、暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い、または威力を用いて信用

を毀損し、または業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを現在および将来にわたって表明するものとします。

2. ポイント会員が前項の定めに従った違反したと当組合が判断した場合、ポイント会員は本規約に基づく一切のサービス提供を停止され、会員規約を取り消されても異議を述べないものとします。

第13条 公租公課

本サービス利用または本規約に基づく商品等に関して、公租公課が課される場合は次のとおりとします。

1. 提供された商品等に課される公租公課は会員本人の負担とします。
2. 前項の公租公課に関する申告、納付等は会員本人の責任において行うものとし、当JAは何ら責任を負わないものとします。

第14条 準拠法・管轄

当JAポイントサービスに基づく諸取引の規約準拠法は日本法とします。本規約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、山口地方裁判所または山口簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

- 1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規約の変更は、令和2年4月1日から施行する。
- 3 この規約の変更は、令和5年4月1日から施行する。
- 4 この規約の変更は、令和7年2月10日から施行する。
- 5 この規約の変更は、令和8年4月1日から施行する。